

つくば市入札監視委員会
平成24年度第2回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成25年2月1日(金) 15:00～ つくば市役所 庁舎5階 庁議室	
出席委員	委員長 平沢 照雄 (大学教授) 佐藤 裕光 (司法書士) 丹野 弘 (国立研究所研究官) 村上 正子 (大学准教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) (敬称略)	
審議対象期間	平成24年4月1日 ～ 平成24年9月30日	
審議案件総数	8件	
建設工事	5件	(一般競争:2件, 指名競争:2件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:1件, 指名競争:1件)
業務・物品等調達	1件	(指名競争:1件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	・公告をする際には, わかりやすい表現を心がけること。 ・指名競争入札の業者選定については, 基準に定める指名者数より多くなるよう努め, 競争性の向上を図ること。 ・予定価格は, 参考見積書の徴取に工夫をし, 実勢価格を考慮した価格の設定に努めること。	
その他	次回会議(平成25年7月予定)の審議事案抽出当番委員は, 丹野委員とする。	

事案1:24市単(仮称)中部豊里学校給食センター外構I期工事

《 条件付き一般競争入札 》

開札日	平成24年6月8日
主管課	教育委員会 健康教育課
種別	とび・土工・コンクリート
入札者数	6者 (参加申請:7者)
予定価格	18,270,000(税抜き)
落札額	18,100,000(税抜き)
落札率	99.07%

質問・意見	回答・説明
失格となった者が複数出ている理由は何か。	<p>当該工事の入札参加資格要件は、許可工種がとび・土工・コンクリートであり、かつ、総合評点が600点以上あることであるが、失格となった事業者は、建設業法上の許可は持っているが、点数を持っていなかった。</p> <p>当該工事は、一部に土木工事も含まれているため、土木一式の点数が600点以上あれば、とび・土工・コンクリートについては点数がなくても許可があればいいという公告の読み違いがあったのではないかと考える。</p>
入札参加資格を満たすと想定した事業者数が14者となっているが、この想定した14者の中には失格者は入っていないかということか。	そのとおりである。
想定した14者の中で参加申請をしたのは3者であり、そのうち1者が辞退して、残り2者の入札価格が同額だったため電子くじで落札候補者を決定したことか。	そのとおりである。
とび・土工・コンクリートの総合評点が600点以上あることという入札参加資格要件を満たしていない数者が入札に参加した理由は何が考えられるか。	<p>当該工事についての主な入札参加資格要件は、有資格者名簿に登録されている本店が市内にあること、とび・土工・コンクリートの許可があり、その総合評点が600点以上あること、かつ、経営規模等評価結果通知書において年間平均完成工事高があることである。</p> <p>公告では、「許可業種に係る総合評点が600点以上あること」としているが、当該工事には土木工事も含まれているため、土木一式の許可があり、その総合評点が600点以上あれば、とび・土工・コンクリートについては、許可があれば総合評点がなくても資格要件を満たすであろうという勘違いがあったのではないかと考える。</p>
設計書中の、見積価格に対して掛けている率というのは、つくば市として統一で決まっているのか。	土木工事については、県の積算資料を参考としている。その積算資料では当てはまらないものについては、実勢価格を考慮しながら掛け率を決定している。

<p>市全体ではなく、積算をしている部署ごとの判断ということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>変更契約が2回されているが、当初の契約に含むことができなかったのか。</p>	<p>1回目の変更は、東京電力の電柱移設に伴う工期延長である。 移設をしなくても施工できると考えていたが、工事を進めていく中で、移設をした方が安全であり、円滑に施工ができるということで、電柱移設に伴う工期延長をした。 2回目の変更は、当初予定していなかった車庫を解体したものである。 車庫内にある倉庫を使用している担当課との協議により、倉庫内の残地物は別の場所へ移設することとなった。そのため、当初の設計には残地物の処分等を見込んでいなかったが、担当課で移設する場所を確保できず、また、多くが使用できない物品であったため、再度協議をした結果、当該工事で処分することとなり、それに伴い増額変更という形で変更契約を締結したものである。</p>
<p>変更契約については、随意契約によって再度契約を締結するのか。</p>	<p>工期の場合は、変更が生じた時点で工期延長をする。 金額に変更が生じた場合は、定められた事務手続を経て、随意契約により新たに変更契約を締結する。</p>
<p>金額はどのように決定するのか。</p>	<p>単価が出ているものについては、数量と単価で計算し、単価が出ないものについては、当初の契約の当事者から見積書を徴して一定の数値を掛けて決定している。</p>
<p>変更契約をする必要がないよう、当初発注の時点で細かい設計をしていただきたい。</p>	

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

ただし、今後の課題として、読み違いが生じにくい表現で公告することに努めていただきたい。

事案2:24社総交葛城1号近隣公園整備・雨水貯留浸透施設(谷田川)整備合併工事

《 条件付き一般競争入札 》

開札日	平成24年7月27日
主管課	都市建設部 都市施設課
種別	土木一式工事
入札者数	14者 (参加申請:20者)
予定価格	237,800,000(税抜き)
落札額	173,880,000(税抜き)
落札率	73.12%

質問・意見	回答・説明
<p>低入札価格調査制度の調査基準価格と失格基準価格の違いは何か。</p>	<p>低入札価格調査制度では、入札価格が一定の価格を下回った場合、すぐに契約をするのではなく、その価格で適切な施工ができるのかを調査し、適切な履行の確保ができるという判断の下に落札者を決定するという手続を定めており、その基準となる価格が調査基準価格である。</p> <p>落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合、資格審査を経て落札者となった後、一定の期間を設けて必要な書類を提出させ、場合によっては聞き取り等を行い、発注担当課が調査票を作成する。それを、低入札価格調査委員会という内部委員会に諮り、最終的な決定をする。</p> <p>失格基準価格は、調査基準価格に、定められた数値を掛けた価格であり、この価格を下回る入札をした場合には、調査の対象とならずに失格となる。</p> <p>これらの算定式はあらかじめ公表しており、設定する際には、公告中にもうたっている。</p>
<p>失格基準価格を下回った場合は、調査することなく失格となるのか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>失格基準価格を下回る価格では確実な施工ができないと見なしている。</p>
<p>失格となった事業者は、失格基準価格を知ったうえで応札したのか。</p>	<p>調査基準価格と失格基準価格の算定式や基本的な考え方等は事前に公表しているが、実際の価格は事前公表していない。</p> <p>事業者は、積算用に提示している工事内訳書に単価を当てはめて入札価格を決めてくるが、ある程度積算基準単価が示されているものについては、およそその価格が想定できていると考える。</p>
<p>失格となることがわかっていて入札しているわけではないということか。</p>	<p>積算や入札の際に添付する書類の作成等が無駄になるため、失格を見越しての入札はしないと考える。</p>

<p>低入札価格調査制度は引き続き運用され、失格基準価格も設定されると思うが、失格者が多く出ること は今後もあり得るのか。</p>	<p>案件によっては、複数の事業者が失格になることもあり得る。 また、建設工事の一般競争入札への全面移行後、予定価格が1,500万円未満の案件については、最低制限価格制度を設定しており、最低制限価格を下回った場合は調査の対象とならずに失格となるため、一つの案件に複数の失格者が出る可能性はある。</p>
---	---

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

事案3:24市単道改第11号大角豆南地区道路改良工事

《 指名競争入札 》

入札日	平成24年7月31日
主管課	都市建設部 道路課
種別	土木一式工事
入札者数	4者（指名業者:4者）
予定価格	3,540,000(税抜き)
落札額	3,498,000(税抜き)
落札率	98.81%

質問・意見	回答・説明
Cランクの事業者から4者選定しているのは、金額や規模に応じてか。	入札参加者選定等取扱要綱で、予定価格が500万円未満の工事については、Cランクから選定すると定められている。
施工が可能であると想定できる事業者は何者であったか。	Cランクは、経営規模等評価結果通知書の総合評定値に、市の主観点を加えた格付基準点が600点未満の事業者であり、土木一式の場合、100者程度ある。
市内に本店を有する事業者だけで100者程度か。	そのとおりである。 建設工事は、全部で1500者以上の登録があり、市内本店で土木一式に登録がある者が約250者、Aランク・Bランクがそれぞれ約50者前後で、Cランクが約100者程度という分布である。
4者以上選定できるのではないか。	指名基準が4者以上となっているため、競争性を上げるために5者指名しても6者指名しても問題ないが、1指名審査期日において5件を超える指名はしないという基準が定められているため、あまり選定者数を増やせない。 また、5件指名されれば5件積算し、10件指名されれば10件積算して入札するが、実際に10件すべて落札できるわけではなく、人的な負担等も事業者にはかかってくるため、単に選定者数を増やせばいいというものではないという意見は過去の委員会でも御意見をいただいた。 しかし、競争性の確保は当然必要であるため、選定者数を増やしていくよう努める。
競争性を上げるため、事業者の選定については努力が必要である。しかし、建設工事については一般競争入札へ移行しており、原則として指名競争入札は行われないため、今後この様な議論はなくなるかと思う。	

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

事案4:23国補特環第48号椿本地区幹線管布設工事

《 指名競争入札 》

入札日	平成24年9月4日
主管課	上下水道部 下水道整備課
種別	土木一式工事
入札者数	6者（指名業者:6者）
予定価格	10,240,000(税抜き)
落札額	8,100,000(税抜き)
落札率	79.10%

質問・意見

回答・説明

入札参加者選定等取扱要綱に定められている選定業者数は。

5者である。

落札者は、市の工事の受注経験があるのか。

受注経験は多い。

落札率が低いですが、落札者はほかの工事についても落札率が低いのか。

今回落札率が低いのは、一番現場に近く、工事現場に隣接しているからであると考えます。

最低制限価格は設定していないのか。

最低制限価格は指名競争入札には設定していません。
また、当時は最低制限価格制度を設けていなかった。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

事案5:窓口課等サイン改修

《 随意契約 》

見積期日	平成24年6月18日
主管課	総務部 管財課
種別	修繕工事
見積者数	1者
予定価格	1,600,000(税抜き)
見積金額	1,580,000(税抜き)
比率	98.75%

質問・意見	回答・説明
今回契約をした事業者のほかに、実績のある事業者は全くないのか。	庁舎は、当該事業者がサイン関係とシステム関係のすべての工事を行っているため、ほかの事業者の実績はない。
この工事は特殊なものなのか。	呼び出しタッチパネルのシステム変更及びそれに伴う呼び出しシステムのプログラム変更を行うため、施工した事業者でないと極めて困難であると判断した。
最初の施工も随意契約か。	最初は入札で行った。 そのときは、備品としてカウンター周りと一式で発注し、当該システムサインの導入を条件として入れていたため、落札した事業者の下請として当該事業者がサインシステムを設置した。
サイン関係は、一度ある事業者が受注すると、変更があるたびにずっと同じ事業者と契約をするのか。	今のシステムを採用するうえではそうなる考える。
設計書を見ると、サインとシステムではサインの方が金額が大きいですが、この二つは分離発注できなかったのか。	電飾で番号や内容が表示されるサインと呼び出しシステムは一体化しているため、分割発注は困難である。
	窓口には毎日の業務があるため、土・日曜日や夜など、短期の工事になる。 月曜日にはすぐにお客様が利用するため、システムを理解しており、短時間で工事を終わられる事業者でないと難しいと考えた。
極めて特殊であること、また、土・日曜日の行政サービスが休みの時に一気に終えなければならないという理由から随意契約をしたということである。	

《評価》

この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。

事案6:24市単消総委消防庁舎建設工事設計・監理業務委託

《 条件付き一般競争入札 》

開札日 平成24年7月27日
 主管課 消防本部 消防総務課
 種別 建築関係コンサルタント
 入札者数 9JV (参加申請:9JV)
 予定価格 121,500,000(税抜き)
 落札額 48,800,000(税抜き)
 落札率 40.16%

質問・意見

回答・説明

この案件に関しては、最低制限価格と低入札価格調査基準価格を設けないということになっており、落札率が40.16%であるが、これらを設定しなかった理由は何か。

国土交通省や茨城県では、測量・建設コンサルタント等の業務にも低入札価格調査制度を導入しているが、つくば市は、測量・建設コンサルタント等についてはこの制度を導入していない。
 最低制限価格制度も当時は導入されておらず、要領も定められていなかったため、この案件については設定していないが、1月からは、測量・建設コンサルタント等も一般競争入札に移行し、最低制限価格制度を導入している。

建設工事ではないから設定しなかったということか。

そのとおりである。
 建設工事とは別の基準がある。

落札率が低い場合、適切な履行がされるかどうかはどう判断するのか。

事前に調査をしないという意味では担保されていないが、今回の場合、入札結果を見ると落札者のみが極端に低いわけではない。
 建設工事のように資材物品等を多く要するものではなく、人件費等の割合がかなり大きいため、企業努力である程度価格を抑えることが可能だったのではないか。
 ただし、あまりに落札率が低い場合、適切な履行がされないことも考えられるため、1月からは最低制限価格を設定している。

建設工事の設計では、プロポーザル方式で事業者提案してもらうことがあるが、そのような委託をしなかった理由は。

平成23年に移転基本計画を策定し、その計画に基づいて設計と監理業務を委託するという方針がすでに決定していたため、プロポーザル方式は検討しなかった。

いろいろな提案や工夫をしてもらうこともいいのではないだろうか。

落札者以外の入札価格もかなり低いですが、予定価格の設定は適切であったのか。

予定価格の設定は、平成21年国土交通省からの告示に基づき、官庁施設の設計業務等算出基準から積算を行っているため、適切であったと考える。

<p>企業努力の部分というのは人件費の削減ということか。</p>	<p>代表構成員は、創業以来51年間、主に公共施設の建築設計を行っており、各設計部門の担当者は、官庁大型物件の経験が豊富である。 茨城県内の消防施設では、常陸太田市消防本部、常陸大宮市消防本部の設計に携わるなど、多くの実績がある。 また、自社スタッフで建築費の積算を除くすべての業務を履行でき、消防本部における設計監理業務の実績が豊富な監理技術者等を中心に、経験豊富なスタッフを配置するため、効率的な業務遂行が可能であるとのことである。</p>
<p>ヒアリング等は落札者が決定してから行ったのか。</p>	<p>落札率が低かったため、なぜこのような金額で入札できたのかを確認した。</p>

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

事案7:24家屋登記簿照合業務委託(桜・筑波地区)

《 指名競争入札 》

入札日	平成24年9月4日
主管課	財務部 資産税課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	5者 (指名業者:5者)
予定価格	13,720,000(税抜き)
落札額	12,900,000(税抜き)
落札率	94.02%

質問・意見	回答・説明
この業務委託では、どのような作業をするのか。	正確な所有者に課税をするため、市の家屋課税台帳と法務局の登記簿の照合をするものである。
この照合作業がなぜ測量・建設コンサルタントなのか。	<p>コンサルタント業については、建築物の設計など専門性が高く測量・建設コンサルタントに登録をしている事業者でないと難しいものと、事業計画の策定等のソフトなものがあるかと思う。</p> <p>この業務は建設関係のコンサルタントではないが、単に紙と紙を照合するものではない。</p> <p>役務でもあり、コンサルタントでもあるという業務を発注する際に、測量・建設コンサルタントに登録している事業者と物品納入・役務の提供に登録している事業者を混ぜて指名することはしないため、今回は、家屋図や航空写真等を扱っているような特殊な業務の実績を持つ事業者が登録している測量・建設コンサルタントから選定したということである。</p>
選定理由が「監督、検査の執行等に関する対応が特に誠実」となっているが、何をもって誠実だという判断をしているのか。	不誠実な行爲がない、同等の業務の施工経験が多いところを重視して選定した。
同種同規模以上の施工経験が多く実績がある事業者はどれくらいあるのか。	有資格者名簿に登録があり、受注可能な事業者は284者である。
<p>誠実かどうかというのは、今までに何かミスをしたり、大きな瑕疵を犯したりなど、そういうことがなかったということか。</p> <p>それはほかの事業者もないのではないか。</p> <p>「特に」とつけており、284者の中から選定しているわけであるから、ある程度の基準を説明していただきたい。</p>	<p>委託等の業務については、建設工事の経営事項審査のような企業の評価を点数化する制度がない。</p> <p>また、入札参加資格審査を経て有資格者名簿に登録をしているが、資格審査時に提出された実績調書の内容を庁内で見られるような、あるいは該当するデータを引っ張られるようなデータベース化がされていない。このような状況の中ではあるが、この5者については、近隣市町村での受注状況や、ホームページ等を見ても明らかに実績がある。</p> <p>裏付けはないが、得られた情報の中では実績があることが明かであり、規模的にも284者の中では特に大きい5者である。</p> <p>また、つくば市に対しても受注実績があり、対応やアフターフォロー等も含めて問題はなかったということである。</p>

<p>代価表に測量と出てくるが、この業務に関しての測量とは何か。</p>	<p>実際に測量はしないが、代価表の中では測量技師と表示した。</p>
<p>今回の代価表では、技術者をランク分けし、それぞれのランクごとに単価を出している。 今回使われたのが測量関係のところ、三者見積りの結果に基づいて代価表を作っているが、これは事業者側の測量主任技師が何人ぐらい必要だという提案に基づいたものである。 つまり、測量自体をやるわけではないが、基本的な家屋や土地等についての知識がベースとしてある方でないと、正しい登録がされたかのチェックもできないため、どのレベルの技術力を持つての方が何人必要なのかを表したものである。</p>	
<p>三者見積りをしたのは、金額ではなく、この計画準備に延べ6人必要だとか、このランクの人が2人ずつ必要だとか、そのような人数を出してもらったものか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

事案8:24つくば市介護予防事業二次予防事業対象者把握業務委託

《 指名競争入札 》

入札日	平成24年7月4日
主管課	保健福祉部 高齢福祉課
種別	その他の役務
入札者数	6者（指名業者:6者）
予定価格	7,620,000(税抜き)
落札額	2,139,900(税抜き)
落札率	28.08%

質問・意見	回答・説明
予定価格と入札価格の差が大きい理由は何か。	まだ2年目の業務であり、参考見積書を徴取したのは、最初の年度に受注した事業者である。 定められた単価や明確な基準等がないことが原因ではないかと考える。
事業者が出してきた参考見積価格と開きがあったということか。	そのとおりである。 1年目に受注した事業者の参考見積価格をベースに予定価格を設定した。
この業務は2年目であるが、今回の予定価格を算定するに際しては、1年目に事業者が出してきた見積価格を参考にしたのか。	1年目の見積価格を参考にしたのではなく、1年目に受注した事業者から参考見積書を徴取したものである。
その受注した事業者は今回落札していないのか。	落札していない。
指名はされているのか。	指名している。
参考見積価格は高く積算し、入札ではすごく低い金額を入れてきたということか。	参考見積価格を積算する段階では、このぐらいで受注できれば一番いいと思われる金額を出し、その入札に指名をされた場合には、受注できないと全く意味がないので、最大限の努力をした金額を入れるということはあるのではないかと考える。
	今回の入札では、参考見積書を徴取した事業者は落札しておらず、落札者以外の価格もかなり安い。 確かに入札価格と予定価格との差が大きいですが、建設工事のように公的な基準がなく、そのほかに頼れるデータもない状況では、その参考見積価格をベースに予定価格を積算して予定価格を出さざるを得なかった状況である。 来年度以降は、今回の入札で各者がかなり安く入札してきたことを頭に置き、複数の者から参考見積書を徴取して市場価格的なものを見極め、予定価格が設定されていくと考える。

<p>結果としては安く契約をすることができてよかったが、この案件には最低制限価格が設定されておらず、場合によっては市が損害を被る可能性もあったのではないかと。</p>	<p>市が損害を被るようなことがあってはならないが、物品納入・役務の提供等に関しては、基準を決めるのが非常に難しい。</p> <p>人件費の占める割合が多い業務は、最低賃金に引っかけられない限りは、どこまで削ることができるのかを読むことは困難である。</p> <p>物品は、在庫を抱えてれば通常では考えられないような価格で出されることもあるため、基準を設定することが難しい。</p> <p>極端に安いものは損害を被る可能性があるということで、便宜上50%を下回るものは失格というような、保険としての最低制限価格を設定している市町村もあるが、つくば市としては今すぐ最低制限価格を設定するという予定はない。</p>
<p>指名した6者は、他市町村での実績がかなりあるのか。</p>	<p>介護保険は、5年ごとに保険料の見直しを行っており、そのような業務に関しての実績はあるが、この事業に関しては、平成23年度に受注したかどうかであるため、多い少ないという基準はない。</p>
<p>全国的に2年目の事業なのか。</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>全国的に平成23年度から始まった業務である。</p>
<p>他市町村がどのくらいの金額で発注するのかを調査したか。</p>	<p>当該業務については、定められた実施方法がなく、全数を一度に実施する市町村もあれば、一つのものを3年かけて実施している市町村もある。</p> <p>また、規模や項目の設定等も各市町村に任せられているのため、他市町村への調査は実施していない。</p>
<p>単純に比較するのは難しいということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>比較は難しいが、他市町村の実施方法や金額等の情報は、得ようと思えば得られるものか。</p>	<p>市町村どうしであれば情報は得られると考える。</p>
<p>具体的な業務内容は、アンケートを送付し、それを回収した後、分析までするものか。</p>	<p>業務内容は、アンケートを送付し、返送されたアンケートの結果に基づき、要介護にならないような予防を実施していくものである。</p> <p>また、つくば市全体の傾向を分析したものや結果を、報告書として制作し、作成された結果を、一人一人にお知らせというかたちで送付してもらう。</p>
<p>高齢者世帯においては、郵便物を処理できないケースもあるのではないかと。</p>	<p>それはあるかと思う。</p> <p>今回は約7割の回収率であった。</p>
<p>返信のない3割へのフォローはあるのか。</p>	<p>返信のない方へのフォローが一番大切かと思う。</p> <p>今後はそこも含めて検討していきたい。</p>
<p>郵送料は別に市が負担するということは、この金額の中に郵送料は入っていないということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。
ただし、見積書の徴取については工夫をし、適切な予定価格の設定に努めていただきたい。